

いちき串木野市「新しい生活様式への環境整備」支援 事業補助金についてのご案内

1 いちき串木野市「新しい生活様式への環境整備」支援事業について

◇新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの中小・小規模事業者において売り上げの減少している状況のなか、国が示した感染症対策の「新しい生活様式」の実践・定着に向けた取り組みに対しての費用を支援することにより、事業の継続・安定につなげるものです。

国が示した「新しい生活様式」の実践例

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク**を着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） □身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

2 補助対象者

次のすべての項目に該当する者

- (1) 市内に主たる事務所又は事業拠点を有する中小企業等※1又は商工団体等※2
- (2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団及びその構成員でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと。
- (4) 営業に関して必要な許認可等を取得している者。

※1「中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者若しくは小規模事業者又はこれと同等と認められる者。補助対象業種は別表1のとおりです。

※2 主たる事業所を市内に設けていること、又は団体の構成員の半数以上が市内に事業所等を設けている中小企業等で構成する団体であること。また、定款、寄附行為又はこれに類する規約等を有し、団体として意思を決定し、執行及び代表機能並びに団体としての独立した経理の機能が確立している必要があります。

3 補助率・補助金額

補助対象者	補助率	補助限度額
中小企業等	補助対象経費の5分の4以内で 予算で定める額	100,000円
商工団体等		300,000円

4 補助対象経費

感染予防拡大防止対策の取組に要する経費です。

- (1) 感染防止対策のための設備等の整備に要する経費
- (2) 販促・新サービス展開等の環境の整備に要する経費

感染症対策事業（例）

- ・店舗内の飛沫防止のためのアクリル板やビニールシートによる間仕切り設置や席の間隔を広げる「店舗改修」の取組経費
- ・商工団体等で消毒液やマスク等を一括購入し各店舗へ配布する取組経費
- ・商工団体等で「感染症対策実施中」を示すポスターやのぼり旗を作成し、感染症対策実施をPRする取組経費
- ・商店街来客者への休憩及びテイクアウト商品を飲食できるスペースの整備（ベンチやテーブル等の設置）への取組経費等

販促・新サービス展開等事業（例）

- ・新サービス展開としてテイクアウト・デリバリー事業への取組経費
- ・キャッシュレス化に向けた取組経費
- ・商工団体等で新たに通販サイトを作成し商品等を販売する取組経費
- ・「新しい生活様式」の実践・定着に向けた専門家による指導・助言に係る経費

※補助対象経費には消費税及び地方消費税は含みません。

※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てとなります。

※国、県等による同様の補助金等の交付を受けようとする事業又は受けた事業は、国等の補助金の対象とならない経費分について本事業の趣旨に該当する場合は対象となります。

5 申請受付期限

令和2年12月28日（月）まで

※事業の実施期間（対象期間）は令和2年4月1日から令和2年12月28日まで

6 申請書類一覧

以下の資料1～8をご用意いただき、ご提出ください。

区分	書類の種類	備考
1	いちき串木野市新しい生活様式への環境整備支援補助金交付申請書	（様式第1号）をご参照ください
2	取組に要した経費の領収書もしくはレシートの写し	支払日、品名、金額（税抜）、商品等の内訳がわかるもの
3	営業活動を証する書類の写し（営業許可証等）	開業届、営業許可、パンフレット、課税明細、賃貸借契約書等
4	事業所の位置図	店舗の位置がわかる図面
5	実施状況がわかるもの（導入設備等の写真等）	店舗改装など工事を伴う事業については、施工前と完成後の写真等を提出してください
6	振込口座の通帳の写し	表紙及び1・2ページの見開きの写し
7	本人確認書類（個人事業者のみ）	運転免許証、健康保険証等の写し
8	いちき串木野市新しい生活様式への環境整備支援補助金交付請求書	（様式第3号）をご参照ください

※申請者が記載した申請内容について、虚偽が判明した場合、交付した補助金の返還を命ずる場合があります。

※ご提出いただいた資料で交付要件をすべて確認できない場合は、追加の資料の提出をお願いすることがありますのでご了承ください。

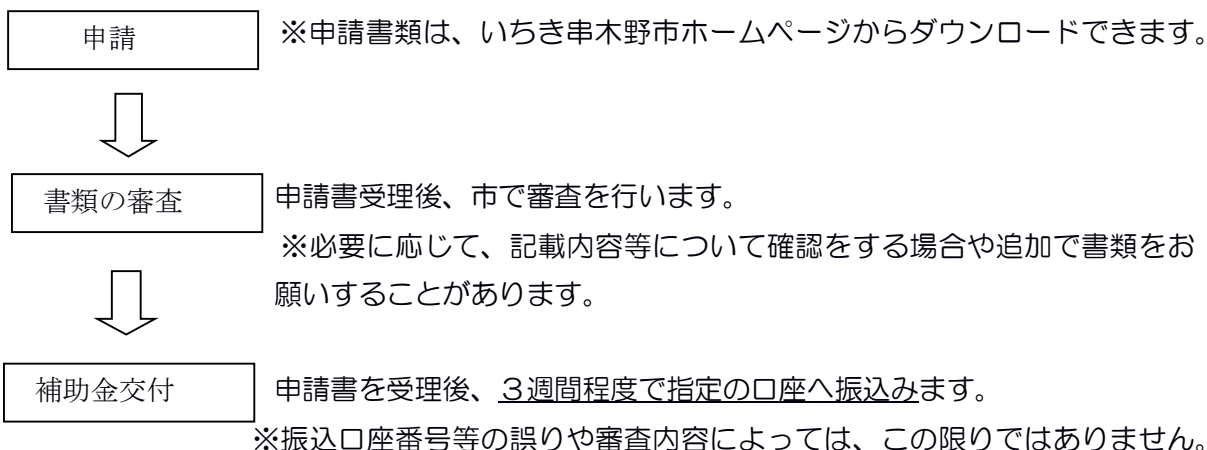
7 申請書等の様式について

市のHP（ホームページ）トップ⇒トピックス⇒新しい生活様式への整備支援補助金からダウンロード※ダウンロードできない場合は、以下の場所にて申請書等（様式）を準備しています。

- ① いちき串木野市役所 串木野庁舎2階 水産商工課
市来庁舎1階 支所市民課
- ② いちき串木野商工会議所
- ③ 市来商工会

8 申請から補助金交付までの流れ

「 6 申請書類一覧」をご覧ください、申請書類等をご準備ください。



9 その他

- 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。
- 補助金の支払いは、取組（事業）終了後の支払いです。
- 同一法人・個人事業主が複数の交付申請を行うことはできません。
- 事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給決定を取り消すとともに、期限を定めて返還を指示します。
- 本補助金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、取組に係る実施状況に関する報告を求めることや、当該職員による事務所等及び住居への立ち入り調査を行う場合があります。
- 本申請に係る書類一式については、事業終了後5年間の保管が必要です。

10 本件に係るお問合せ

いちき串木野市役所 水産商工課 電話 0996-33-5638（直通）

メールでのお問合せも可能です。shokan1@city.ichikikushikino.lg.jp